

第6回 農業委員会総会議事録

平成29年12月22日開会

中標津町農業委員会

平成29年12月22日、第6回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
18番	本	田	信

本日欠席した委員

17番	氏	家	康
-----	---	---	---

附議した案件

- 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 現況証明願いについて
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第17号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第6回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
14番、小林 亨 委員。
15番、中村 正生 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

- 事務局長 11月27日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
11月29日、平成29年度農業者年金加入推進セミナーが東京・メルパルクホールを会場として開催されました。記念講演ではコハシメディカルセンター院長小橋隆一郎氏を講師として「健康診断・人間ドックの120%活用術」をテーマに約1時間の講演会が行われました。加入促進に関する活動事例報告・情報交換では青森県黒石市農業委員会、その他、長野県、熊本県の農業委員会から事例報告があり、情報交換が行われ、最後に農業者年金の加入推進と『のうねん倶楽部』の組織活動の強化に関する申し合わせ決議」を決定し終了いたしました。翌日30日には、東京・メルパルクホールで平成29年度全国農業委員会会長代表者集会在開催され、第1部では「農地利用の最適化に全力をあげよう」と題したパネルディスカッションと、「農地利用の最適化の推進」に関する申し合わせ及び「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議を決定しております。第2部では、要請決議として

農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議が提案され、原案のとおり決定されました。両日とも会長、事務局長が出席しております。

また、29日と30日に、根室地方農業委員会連合会、釧路地方農業委員会連合会合同で地元選出国會議員2名に対し、衆議院議員会館において代議士と面談し独自要請を行なっております。

12月7日、平成29年度東北・北海道ブロック女性農業委員研修会が札幌市で開催され上原委員が参加しております。

次に、12月11日から15日までの日程で中標津町議会12月定例会が開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問が行われ、議案として、各会計補正予算、条例の一部改正等が提案され審議し、可決しております。

本会議が開催された11日と15日に会長が出席しております。

最後に、北海道農業者年金協議会主催により「平成29年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が18日、中標津町経済センター「なかもっふ」にて開催され、本町から代議員、農業委員、事務局員合わせて21名が出席しております。

「農業者年金制度の現状について」「新農業者年金制度について」「農業者年金（新・旧制度）受給方法と留意点」について研修しております。

以上会務報告といたします。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

（挙手あり） 農地係長

農地係長

報告第17号、農地法第18条第6項の規定による解約通知（1）から（10）について、事務局よりご説明申し上げます。議案の74ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積38,136㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成29年6月1日から平成34年5月31日まで。合意解約成立の日、平成29年12月4日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第29号（1）と議案第31号（1）に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。75ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積482,353㎡の内165,000㎡ほか1筆、合計339,000㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。合意解約成立の日、平成29年12月4日。6、解約の理由、合意解約。

なお、（3）につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

76ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積11,123㎡ほか4筆、合計97,514㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年6月1日から平成31年5月31日まで。合意解約成立の日、平成29年12月1日。6、解約の理由、合意解約。

この2件につきましては、議案第29号(2)と議案第31号(2)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。77ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,823㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年6月1日から平成30年5月31日まで。合意解約成立の日、平成29年12月1日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第31号(7)に関連するもので、賃貸借していた農地について、近隣農家へ所有権移転するため、期間内解約するものです。

78ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積16,299㎡ほか2筆、合計76,052㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年8月1日から平成31年7月31日まで。合意解約成立の日、平成29年12月1日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(6)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

79ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積17,829㎡ほか2筆、合計58,251㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。合意解約成立の日、平成29年12月1日。6、解約の理由、合意解約。

この2件については、議案第31号(9)(10)に関連するもので、賃貸借していた農地について、借主へ所有権移転するため、期間内解約するものです。

80ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積47,454㎡ほか1筆、合計48,180.20㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年1月1日か

ら平成32年12月31日まで。合意解約成立の日、平成29年12月4日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第29号(3)と議案第31号(16)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。

81ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積69,849㎡の内65,000㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年10月1日から平成30年9月30日まで。合意解約成立の日、平成29年12月4日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第29号(4)と議案第31号(17)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。

82ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積46,381㎡の内24,600㎡ほか5筆、合計77,779㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年7月1日から平成33年6月30日まで。合意解約成立の日、平成29年12月8日。

6、解約の理由、合意解約。なお、(10)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

83ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積49,220㎡の内49,000㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成22年1月1日から平成31年12月31日まで。合意解約成立の日、平成29年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第29号(6)(7)及び議案第31号(19)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第29号(1)(2)について説明致します。3ページをお開き下さい。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積7,901㎡ほか15筆、合計畑433,722㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、5ページ、6ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成29年11月7日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。7ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,659㎡ほか33筆、畑659,138㎡、採草放牧地96,751㎡、合計755,889㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、9ページから11ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成29年11月21日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第29号(3)について説明致します。12ページをお開き下さい。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積4,749㎡ほか19筆、

畑 372,553 m²、採草放牧地 101,697 m²、合計 474,250 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、14 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成 29 年 11 月 1 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第 29 号 (4) について説明致します。

15 ページをお開き下さい。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 48,605 m²ほか 18 筆、合計畑 592,303.83 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、17 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成 29 年 11 月 6 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第29号(5)について説明致します。
18ページをお開きください。
(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,141㎡ほか24筆、畑513,352㎡、採草放牧地4,473㎡、合計517,825㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により、後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。
7、見取図につきましては、20ページから21ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借を設定するものであります。
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(6)(7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第29号(6)(7)について説明致します。
22ページをお開き下さい。
(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積62,081㎡ほか27筆、畑1,010,195㎡、採草放牧地57,989㎡、合計1,068,184㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。
7、見取図につきましては、24ページから25ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成29年11月2日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

なお、(7)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。26ページをお開き下さい。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積46,381㎡の内24,600㎡ほか5筆、合計畑77,779㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。

貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受けて営農を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成33年6月30日。6、価格、年113,000円。7、資金調達方法、自己資金。

8、当事者の経営状況、家族○○人、農従者○○人、経営地、計○○○○㎡。家畜、牛○○頭。9、見取図につきましては、27ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第29号、(1)から(7)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第30号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第30号 現況証明願(1)について説明いたします。

29ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町○○○○番地○○、○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、宅地、面積 2,488 m²の内 236 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 47,483 m²の内 4,438 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、宅地、面積 1,647.36 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は30ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく、農振開発行為申請のため申請があったものです。対象地は農業振興地域内の農業用施設用地となっております。平成29年12月11日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました、議案第30号「現況証明願いについて」(2)について説明いたします。31ページをお開きください。

(2)1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 1,320 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 3.08 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 1,112 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 269 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は32ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が牧場で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。

平成29年12月13日、第2地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)から(3)と、(4)から(8)、(9)から(19)の3回に分けて審議を致します。

(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第31号(1)から(3)について説明いたします。

34ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積38,136㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年5月31日まで。6、価格、年171,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は35ページのとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。36ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内165,000㎡ほか1筆、合計畑339,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成30年3月31日まで。6、価格、年678,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は37ページのとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。38ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積22,114㎡ほか4筆、合計
畑478,186㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地
保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れ
るもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、
価格、22,924,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経
営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促
進事業。9、見取図は39ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により
一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第31号(1)から(3)について、本案は原案のとおり決することに、ご異
議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
……………(〇〇委員退席後)……………
(4)から(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中世一委員。

田中世一委員 上程になりました議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農
用地利用集積計画の決定について」(4)から(8)について説明いたします。
なお、(4)から(6)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。
40ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿牧場、現況採草放牧地、面積5,257㎡ほか
2筆、畑44,139、採草放牧地5,257㎡、合計49,396㎡。利用目的、牧草畑。3、許
可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、
期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようと

する契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年12月31日まで。6、価格、年197,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は43ページのとおりです。41ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇有限会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,520㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年12月31日まで。6、価格、年194,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は43ページのとおりです。42ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,570㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年12月31日まで。6、価格、年194,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は43ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

44ページをお開きください。

なお、(7)から(8)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,823㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,759,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金3,750,000円、自己資金9,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は45ページのとおりです。46ページをお開きください。

(8) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積46,144㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,553,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金3,550,000円、自己資金3,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は47ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(4)から(8)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

……………(〇〇委員着席後)……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

(9)から(15)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(9)から(15)について説明いたします。なお、(9)(10)は譲渡人及び譲受人、貸主及び借主が同一なことから一括して説明いたします。48ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積32,767㎡ほか1筆。合計畑、76,020㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,247,000円。

6、資金調達方法、農家経済改善資金 5,240,000 円、自己資金 7,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 49 ページのとおりです。50 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 17,829 ㎡ほか 2 筆、合計畑 63,550 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 235,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は 51 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡と新たな賃貸借の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。52 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇有限会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 48,357 ㎡ほか 7 筆、合計畑 227,693 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、新たな農地を追加し賃貸借を設定するもの。借主、期間満了に伴い、新たな農地を追加し賃貸借を設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 877,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は 54 ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。55 ページをお開きください。

なお、(12) から (14) は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 8,204 ㎡ほか 4 筆、合計畑 96,213 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸

借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年12月31日まで。6、価格、年277,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は56ページのとおりです。57ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、合同会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積36,465㎡ほか4筆、合計畑98,092㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年12月31日まで。6、価格、年378,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は58ページのとおりです。59ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇有限公司 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,393㎡ほか2筆、合計畑74,392㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年12月31日まで。6、価格、年334,700円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は60ページのとおりです。

この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。61ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限公司〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積17,213㎡の内16,565㎡ほか5筆、合計畑63,338㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年12月31日まで。6、価格、年205,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は63ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(16) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第31号(16)について説明いたします。64ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積47,454㎡ほか1筆、合計畑48,180.24㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移譲しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年200,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は65ページのとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(17) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第31号(17)について説明いたします。66ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積69,849㎡の内65,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移譲しようとする

契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成39年12月31日まで。6、価格、年168,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は67ページのとおりです。この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(18)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第31号(18)について説明いたします。68ページをお開きください。

(18)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積31,536㎡ほか8筆、合計畑235,180㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年12月25日から平成34年10月29日まで。6、価格、年193,680円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は70ページのとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(19)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第31号(19)について説明いたします。

71ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,220㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成31年12月31日まで。6、価格、年171,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は72ページのとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(9)から(19)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第6回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

会長 ここで、本年最後の総会でありますので一言ご挨拶申し上げます。

今年は改選期にあたりまして、8名の新しい委員が生まれました。

私も不慣れではございますが、会長を仰せつかり、皆さんに迷惑をかけないように努力して参りましたが、まだまだ勉強していかなければなりませんので、皆さんのお力添えをよろしくお願いいたします。

本年の中標津町の作物の出来ですが、昨年は台風の影響を受けて苦労した年でありましたけども、今年は非常に良い年であったと感じております。

畑作につきましても、いも、ビート、ブロッコリー、大根と平年以上の収穫を得たということで、大根については収量がありすぎて、少し放棄するものが出たのが残念で、ブロッコリーの出来は良かったが、買取り価格が平年を少し下回ったということで、まだまだ改善の余地があるという気がいたしました。牧草は平年を上回り、デントコーンは収穫目前の台風で心配されましたが、大事に至らず安堵したところで、全体的に豊穡の秋を迎えることが出来たと感じております。

農業委員会法が改正されましたが、現場で活動する我々の役割は何も変わりません。みなさんと協議をしながら、意識を共通し、皆さんの財産を守るということを肝に銘じ、活動を続けていただくようよろしくお願いいたします。また、今まで以上に土地の集積が強く求められています。これは全国的なもので、我々は今までどおり、流れに沿いながら努力していければと思います。

国の全体的な流れの中で、EPAもほぼ決まり、TPPも11カ国でほぼ決まってきたり、金額等も出てきているところですが、世界的な流れの中で温暖化が進んでいることが懸念されます。温暖化により作物を収穫できない場所が北上してきており、今後中標津町にどのような影響を与えてくるのか。また、中標津ではまだ少ないがビニールハウス栽培等、畑作のIT化が進んできており、それらが今後農地の評価、集積にどのように影響してくるのか、勉強していく必要があると思います。最後になりますが、皆さんにおかれましては各地域において、顔と顔を合わせて、信頼関係をもって、今後は複雑な案件ももっと増えていくことが予想されますが、皆さんと共に、事務局と共に、努力していきたいと思っておりますので、よりいっそうのご協力をお願いいたします。本年はどうもありがとうございました。

(閉会 11時20分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月22日

会 長 本 田 信 幸

1 4 番 小 林 亨

1 5 番 中 村 正 生